池田町広告掲載基準

平成２４年１月１１日制定
平成３１年３月１日一部改正
令和元年１０月１日一部改正
令和７年４月１日一部改正

第１　趣旨

この基準は、池田町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第５条に規定する「掲載の範囲」の基準を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

第２　広告全般に関する基本的な考え方

町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

第３　広告媒体ごとの基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

第４　掲載の範囲（要綱第５条）

１　要綱第５条第１項第１号に規定する町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもので次に掲げるもの

（１）過剰な利潤追求を内容とするもの（マルチ商法、催眠商法等）
（２）たばこの販売に関するもの
（３）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
（４）指名停止措置を受けているもの
（５）暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
（６）違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
（７）その他町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

２　要綱第５条第１項第２号に規定する法令等に違反し、又は抵触するおそれがあると判断されるもので次に掲げるもの

（１）広告に関する規定がある法令等に違反するもの

例１　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第６条の５～第６条の７
例２　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第９８条
例３　薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第６６条～第６８条
例４　柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）第２４条
例５　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）第７条

例６　旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第１２条の７及び第１２条の８

（２）法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスの提供に係るもの

（３）法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

（４）営業等について必要な届出又は許認可等を受けていないもの

（５）第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

（６）他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの

（７）人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

（８）その他法令等に違反し、又は抵触するおそれがあると判断されるもの

３　要綱第５条第１項第３号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業に関するもので、「接客飲食等営業」及び「遊技場営業」にあたるものなど

例　キャバレー、クラブ、麻雀店、パチンコ店、ゲームセンターなど

４　要綱第５条第１項第４号に規定する貸金業法（平成１８年法律第１１５号）第２条第１項に規定する貸金業に関するもの

例　消費者金融・事業者金融

５　要綱第５条第１項第５号に規定する政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告（要綱第３条第１項第１号及び第２号の広告媒体にあっては、当該広告媒体ごとに町長が別に定めるものを除く。）その他これらに類するもので次に掲げるもの

（１）名刺広告、挨拶文、遺失物捜査、物品等の譲渡に関するもの

（２）謝罪、釈明に関するもの

（３）尋ね人、養子縁組に関するもの

（４）異性紹介事業に関するもの

（５）その他政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの

６　要綱第５条第１項第６号に規定する公序良俗に反するおそれがあるもので次に掲げるもので次に掲げるもの

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するもの

（２）暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの

（３）醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

（４）性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

（５）犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
（６）その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

７　要綱第５条第１項第７号に規定する虚偽又は誇大な表現で不適切なもので、虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの

例１　「完全」「当社だけ」「一番安い」「日本一」等の表示、表現（立証できるものは除く）

例２　「１か月で確実にマスターできる」など安易さを強調する表現

例３　自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

例４　商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの

８　要綱第５条第１項第８号に規定する町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの

例　上下水道の指定業者が、町が推奨しているような表現をする場合で「町が指定した○○工事店」は不可、「○○工事指定業者」は可

９　要綱第５条第１項第９号に規定する内容又は責任の所在が不明確なもので次に掲げるもの

（１）代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
（２）通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの
（３）通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
（４）外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

１０　要綱第５条第１項第１０号に規定するその他掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもので次に掲げるもの

（１）懸賞広告及びクーポン付き広告。但し、公式ホームページの広告にあっては、懸賞広告及びクーポン付き広告が主たる目的である場合
（２）投機的商品に関する業種
（３）非科学的又は迷信に類するもので利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
（４）銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
（５）連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
（６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生又は更生手続中のもの
（７）粗悪品等、広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

（８）投機心又は射幸心をあおる表示又は表現
　例　「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」
（９）いわゆる不良商法とみなされるもの
（１０）占い、運勢判断などに関するもの
（１１）他人名義の広告（広告主が他人又は他人の事業や商品等の広告をする場合）但し、公式ホームページの広告は除く
（１２）社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けしようとするもの
（１３）私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
（１４）債権取立て、示談引受けなどに関するもの
（１５）調査会社、探偵事務所等に関するもの
（１６）前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
（１７）医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
（１８）通貨及び郵便切手の複写の使用
（１９）その他広告として妥当でないと町長が認めるもの

附　則
この基準は、平成２４年１月１１日から施行する。
附　則
この基準は、平成３１年３月１日から施行する。
附　則
この基準は、令和元年１０月１日から施行する。
附　則
この基準は、令和７年４月１日から施行する。